

第三回 「人間宣言」と即位の宣命

先の大戦が終わって翌昭和二十一年元旦、「新日本建設に関する詔書」が渙発されました。いわゆる「人間宣言」です。しかしあの「みことのり」を「人間宣言」というのは如何なものかと思えます。これも実は古い時代の宣命の解釈に深い関係があります。今回は「人間宣言」と文武天皇即位の宣命についてお話したいと思います。

(文武天皇即位の宣命)

文武天皇の即位は西暦六九七年でした。天武天皇の孫であり故草壁皇子―のちに岡宮天皇と追号されましたが―を父にもつ大変若い天皇でした。天武天皇崩御のあと草壁皇子が薨去され、天武天皇の皇后が持統天皇として即位されました。持統天皇はその後、十五歳になられた文武天皇へ譲位され、その政(まつりごと)を支えられました。その即位に際し、天皇は次のような「みことのり」を発せられました。読み下し文です。

「現御神(あきつみかみ)と大八嶋国知らしめす天皇(すめら)がおほみことらまと詔(の)りたまふおほみことを」(『続日本紀一』、新日本古典文学大系、岩波書店、三頁)

何か神主さんの祝詞のような感じですが、たしかに語調はほぼ祝詞と同じと言ってよいと思います。この宣命は、この講義の始まる前にご説明しましたように、宣命太夫あるいは宣命使という方が読み上げたとされています。ですから直接話法の部分は別として、あくまで宣命太夫を介している、このことは宣命を解釈する上で忘れてはならないと思います。

(「現御神と」は副詞)

この宣命ですが、「現御神と大八嶋国知らしめす天皇」の解釈が大きなポイントです。「現御神と」の「と」の解釈です。この文章は、例えば「山と書物を積んだ先生」と同じ構文です。この場合「山」＝「先生」ではありません。「積んだ」状態が「山」のようだ、こういう意味にとって自然です。ですから「山と」は言い換えると「(書物を)山のように」という意味であり、「積んだ」を修飾する副詞と考えてよいでしょう。

同じように、「現御神と大八嶋国知らしめす天皇」では「現御神」＝「天皇」ではありません。「現御神と」が「しらす」「しろしめす」の副詞となっています。ですから本居宣長は「現御神と」を解説するのに「現御神と大八州国しろしめすと申すも、・・・」と区切っています。「現御神天皇」ではありません。その証拠として歴代天皇の「みことのり」には「現御神天皇」や「明神天皇」はひとつもありません(問1)。では「現御神と」とはどのような「しろしめす」のでしょうか。

「しらす」と「うしはく」)

『古事記』に統治を表す単語が二つ並んだ有名な言葉があります。「汝(いまし)がうしはける葦原の中つ国は、我が御子(みこ)の知らず国ぞと言依(ことよ)さしたまひき」です。岩波文庫では「事代主神の服従」という段です。本居宣長などの説明からすると、「うしはく」は領有というニュアンスがあります。「うし」は「大人」、「はく」は「杵をはく、太刀をはく」、ですから身につけるといふような意味で、「私」が中心です。これに対し「しらす」「しろしめす」という言葉に「私」はありません。「無私」あるいは「公」ということです。また本居宣長は天皇に「うしはく」と用いた文書はないと分析しました。言い換えると、この二つの言葉には「私」ということの有る無し、そこに違いがある、そういうことを宣長は語ったのです。

ところで、明治憲法を起草した中心人物の一人に井上毅という人がいます。明治時代の抜きんでた碩学といわれています。公布された明治憲法の第一条は「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」ですが、草案の段階では「大日本帝国は万世一系の天皇のしらす所なり」でした。

よく知られたことですが、明治憲法に主権の文字はありません。天皇の統治について、井上毅の手になるといわれる『憲法義解』では「一人一家に享奉するの私事にあらずして」と記されています。「しらす所なり」は天皇が「無私のご精神」で「祖先の叡智」に遵ってご統治なさる、そういう意味が込められていると思います。ですから明治憲法には天皇主権とか天皇の絶対権限などは記されていません。忝意性を排除して祖先の叡智―惟神の道、ともいいますが―に遵う、ということです。忝意性が強くなると、支那のように皇位を巡って争いが絶えなくなり、易姓革命の国、皇位篡奪の国家となり国は治まりません。

さて「現御神(あきつみかみ)」と大八嶋国知らしめす天皇(すめら)がおほみことらまと詔(の)りたまふおほみことを」の解釈です。いま申しあげましたように、「現御神」とは副詞ですから、意識しますと、「私心なく、祖先の叡智に遵って国をご統治されている天皇が、大事なお話であると仰せになっていらつしやる、その重要なお話を・・・」ということになります。天皇||現御神ではありません。あくまで「現御神と」、原文では「現御神止」ですが、天皇のご統治姿勢を表したもので、そう解釈して矛盾がありません(表1)。

(本居宣長の「現御神と」)

この宣命は本居宣長が『続紀歴朝詔詞解』で詳しく解説しました。

「現御神止は、阿伎都美加微登(あきつみかみと)と訓べし、此訓の事、出雲国造神壽後釈にいへり、明御神明津神なども書り、止は、爾豆(にて)といはむがごとし、第五詔には、現御神止坐而(まして)とも有、皇止坐父止坐(すめらとますちちとます)なども、皇にて坐父にて坐也、此言は、天皇は、世に現(うつ)しく坐(まし)ます御神にして、天(あめ)の下をしろしめすよし也」『本居宣長全集』筑摩書房、第七卷一九六頁)

「現御神と」は「現御神として」であると解説しています。ここに「天皇は、世に現しく坐ます御神にして」とあるので天皇すなわち神と誤解されそうです。しかし「御神にして、天の下をしろしめす」で「現御神と」が「しろしめす」の副詞であることがわかります。また同じ本居宣長の『直毘靈』には次のような文章があります。

「現御神と大八洲国しろしめすと申すも、其ノ御世々々の天皇の御政（みおさめ）、やがて神の御政なる意なり、万葉集の歌などに、神随（かんながら）云々とあるも同じ（ころぞ）」（前掲、『第九巻』、五〇頁）

「現御神と大八洲国しろしめすと申すも、」と読点があつて、「現御神と」が「しろしめす」の副詞であることが強調されています。「やがて」は「すぐさま」「たちまち」です。「神随云々」も「現御神と」も「祖先の叡智に随つて」という意味です。これは「無私」ということに通じます。

以上のことは次の文章にも表れています。

「そもそも外国は、君臣の道たたず、誰にまれつよき者君となる俗（ならひ）にて、定まれる主はなき国なる故に、君の私といふ事もあるならん、皇国は天照大御神の授け給へる皇統にして、天壤と無窮にしろしめす大御位に坐（ませ）ば、君の私といふ事はなき也」（前掲、『第八巻』、一四九頁）

「皇国は・・君の私といふ事はなき也」ということですから、「無私」であり、その統治は「神随」ですから「祖先の叡智に随つて」ということになるのだと思います。

（池辺義象の「現御神と」）

その後、宣長の没後の門人といわれた伴信友や平田篤胤などが読み誤つて天皇＝現御神としますが（問2）、明治時代に池辺義象―井上毅の助手格だった人です―が宣長と同じ解釈をしました。

「明神御宇」とはあきつみかみと、あめのしたしろしめすと訓ず、あきは現にて天皇は現在の神として天下を統治したまふといふ義、これは蓋し我が上古以来、詔旨には必ず唱へ来つた詞とおもふ、この古来よりの詞をここに漢文に訳して「明神御宇」とせられたことであらう」（『皇室』、九五頁）

本居宣長と同じような文章ですが、「あきつみかみと、あめのしたしろしめすと訓ず」で「現御神と」が「しろしめす」の副詞であるとわかります。また「明神御宇」という表記が重要です。「明神天皇」ではありません。また池辺義象は若いころ養子に出ており、小中村義象という名前でした。その小中村義象が代表者である第一高等学校国文学科が編纂し

た『高等国文』巻八（明治二十九年）と高津敏三郎他による『改正高等国文』巻四（明治三十二年）の比較をしてみます。どちらも「宣命・文武天皇即位の詔」についての文章です。

『高等国文』巻八

「現御神と、大八洲国しろしめす、天皇が大命らまと詔り給ふ大命を、うこなはれる皇子等、王等、臣等、百官人等、天下の公民諸聞こしめさへ」と詔る」

『改正高等国文』巻四

「現御神と大八洲国しろしめす天皇が大命らまと詔り給ふ大命を、うこなはれる皇子等、王等、臣等、百官人等、天下の公民、諸聞こしめさへ」と宣る」

後半の文章はほぼ同じですが、なぜかこのはじめの文章の読点だけが違ってきます。印刷ミスとは思えない重要な違いです。前者の「現御神と、大八洲国しろしめす、天皇が大命らまと詔り給ふ大命を」というのは小中村義象のいう「明神御宇」の説明に適したものだと言えると思います。しかし一方、後者の「現御神と大八洲国しろしめす天皇が大命らまと詔り給ふ大命を」では「明神御宇」の意味を理解する十分な配慮がなされていないように思います。

（木下道雄の「現御神と」）

そして先の大戦の終戦直後に侍従次長となり、「人間宣言」の草案に深く関与した木下道雄という人が『宮中見聞録』に重要なことを書き残してくれました。「現御神と大八嶋国しろしめす天皇」などを引用した文章です。

「現御神、或は現神、或は明神の下に必ず」との一字を加えて読むことになっている。

これは「として」の意味であって、神の御心を心として、天の下しろしめす天皇、という至って慎み深い天皇の自称であった。

「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞であったのである（『宮中見聞録』「昭和二十一年元旦の詔書について」、新小説社、二一九・二二七頁）

ここにある「天皇の自称」は宣命というものを考えると誤りというしかありません。宣命は宣命太夫などが読み上げるものですから、宣命太夫が天皇の統治を客観的に表現しているものと読むべきだろうと思います。「祖先の叡智に随ってこの国を統治されている、その天皇のお言葉を・・・」というように解釈するのが妥当だろうと思います。

ポイントは、「現御神と」が「しろしめす」に冠する副詞であると言いつていることです。この解釈は本居宣長や小中村（池辺）義象などの解釈と同じです（問3）。

（六国史の「現御神」）

ついでに付け加えますと、『日本書紀』から『日本三代実録』までの六国史に「現御神天皇」「明神天皇」「現神天皇」は一つもありません。必ず「現御神」と「天皇」の間には「しろしめす」があります。必ず「現御神止・あきつみかみ」と用いられており、「しろしめす」を修飾しています。

例外的な用例として「明神と坐す我が天皇」というのがあります。これは天皇を敬う表現ですが、例外なくその天皇も「現御神と・・しろしめす天皇」として即位された天皇です。この「明神と坐す我が天皇」の表現が、「現御神と・・しろしめす天皇」を簡略化した表現であることは明白です。天皇すなわち現御神ではありません(問4)。

(津田左右吉・和辻哲郎・石井明の「現御神」)

ここで古代史研究の専門家による「現御神と」の解釈を見てみます。

津田左右吉

「天皇に神性があるといふ思想が、上代に存在したことは、天皇に「現つ神」(出雲国造神賀詞、統紀に見える多くの宣命)または「現人神」(景行紀ヤマトタケルの命のエミシ征討の條、雄略紀四年の條)といふ称呼のあるのでも知られる。これは、宣命の「現つ神と大八島国しろしめす」といふ語によって明かに示されている如く、政治的君主としての天皇の地位の称呼ではあるが、その地位に宗教的意義が伴っている、或は宗教的のはたらきがある、とせられていたために、かういはれていたのであらう」(『津田左右吉全集 第一巻』、二八一頁)

これはどう読んでも天皇現御神論としか言いようがありません。そして「現御神と」の解説はありません。

和辻哲郎

「「あきつみかみ」は明神、現御神などと書かれているが、現実に現れた神、表現せられた神という意味に変わりはないであろう。天皇はすなわち現実に現われている神である、という思想がここに言い現わされている」(『和辻哲郎全集 第12巻』「日本倫理思想史上」、岩波書店、五五頁)

ここでも「現御神と」はまったく説明されていません。和辻は「尊貴性」で説明していますが、明らかに天皇現御神論となっています。そして津田左右吉と石井良助は次のような興味深い文章を残しています。

津田左右吉

「けれども、記紀はもとよりのこと、その他の文献に於いても、現つ神または現人神の称呼を有せられ神性をもたれるやうに考へられていた天皇も、宗教的崇拜の対象となっていられたやうなことは、少しも記されていない。我が国には、上代に於いても、天皇崇拜の風習があつたやうな形迹は、全く見えないのである」(『津田左右吉全集 第一巻』、二八三頁)

石井良助

「天皇をもつて現神となす思想は大化以前において普通であつたと考え易いし、またそう

考えるのが当然であろうが、『日本書紀』や『古事記』を見ても、このような思想が現われていることの稀なのに驚くほどである」(『天皇』、山川出版社、一〇五頁)

もともと天皇すなわち現御神ではありませんから、記紀などにその思想があるわけはないのですが、著者の思い込みがこの文章を書かせたといってもよいでしょう。ただ天皇を現御神だったと思いついていても、宗教的崇拜の形跡がないと告白していることは、学者として正直だったのかもしれない。しかしそれならなぜ、「みことのり」を歴史の事実から解読しなかったのか、不思議でなりません。

(これまでの「人間宣言」解釈)

ところでこの「人間宣言」の発せられた経緯を丹念に調査した著作は、これまで何冊も出版されています。しかし今まで、この詔の草案に深く関与した木下道雄侍従次長の「昭和二十一年元旦の詔書について」という珠玉の文章を紹介・解説したものは出版されていないように思います(問5)。

このことは、戦前の、あるいは古代の天皇まで、天皇は現御神―現人神ともいいますが―だったとの誤った印象を広げることになりました。「人間宣言」は毎日新聞の記者だった藤樫準二という人がその著書に『陛下の「人間」宣言』とタイトルを付けて広く知られたといわれています。

「人間宣言」直後の新聞は「天皇は現御神にあらず」と報道しました。「現人神」と「現御神」は同じ意味ですが、木下道雄はなぜ草案に「現御神」を用語として用いたのか。その理由は、天皇すなわち現御神ではなく、宣命などには「現御神」と用いられ、それが「しろしめす」の副詞であるという意味を込めたものだったからだと思います。ただこれは非常に専門的なことなので、のちになって、昭和四十三年一月の出版ですが、『宮中見聞録』にその真意を書き残されたのは賢明なことだと思えます。この「みことのり」渙発の直後にこれを発表しても、さらに複雑な論争を招いた可能性も少なくないと思います。

(米国の「現御神」)

先の大戦が終わって、我が国は米国をはじめとする連合国軍の占領下となりましたが、戦時下における米国の日本研究は進んでいました。終戦前の昭和十九年に発行された「パシフィック・アフェアーズ」という雑誌には教育勅語のことが書かれています。リンカーンのゲティスバーグ演説、人民による人民のための政府、というあの有名な演説に匹敵する、という内容です。またGHQのスタッフたちは戦前の我が国にいた人たち、たとえば宗教学者D・C・ホルトムの著作を一念に呼んでいたことも明らかとなっています。そしてホルトムの著作を読む限り、彼が学んだ日本人学者は誰一人「現御神と」を理解していませんでした(問6)。

（今日の「現御神」）

たとえば「現御神」は一神教にいう絶対神 God とは異なる、という見解がありました。あるいは天皇が「現御神」であること、それ自身に問題はなく、その観念をもとに世界を征服しようとした、それが問題とされたのだ、というものもありました。どちらも間違っていないように思われます。しかしこれを語る人たちに、肝心の「現御神と」の「と」を説明した論考はまったく見られません。古代の宣命を正しく解釈できず、したがってこの「昭和二十一年元旦の詔書について」の内容についても今日まで不十分な解釈を繰り返してきた、こう言っても言い過ぎではないと思います（問7）。

戦後の我が国は昭和天皇のいわゆる「人間宣言」を永いこと誤解してきました。そして戦前の、あるいは古代からの天皇がみな「現人神」であると宣言されてきたかのような誤解が残っているように思います。たしかに万葉集には「王（おおきみ）は神にし坐せば・・・」とありますが、これなどは文芸上のレトリックに過ぎません。木下道雄はこれらの歌について、「個人の感情を云い表わしたものと見るのが至当であろう」と述べています。

（いわゆる「人間宣言」とは）

そもそも「みことのり」には題目がありません。ですからあの「みことのり」は「昭和二十一年元旦の詔書」「新日本建設に関する詔書」「年頭、国運振興ノ詔書」そしていわゆる「人間宣言」などと称されています。ここで「いわゆる」と付けたのは、果して「人間宣言」と称するにふさわしいかどうか疑問だからです。「人間宣言」といわれるのは次の部分です。

「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基くものにも非ず」

これまで申し上げてきましたように、国典における「現御神」は必ず「現御神と」と用いられ、現御神と天皇との間には必ず「しろしめす」が確認できます。木下道雄によれば、「近代に至って言葉の乱れが生じ、前述のように、現御神と天皇とを混同して考えるようになり・・・」（前掲『宮中見聞録』、二二六頁）ということですから、少なくとも昭和戦前の天皇現御神論は、詔勅解釈の誤りが原因だと分かります。

つまり「昭和二十一年元旦の詔書」は「宣命解釈の誤りを正された詔（みことのり）」だったといつてよいと思います。

【質疑応答】

問1 「現御神と」は「現御神として」の意味だということですが、「現御神Ⅱ天皇」ではないのですか？

回答 「現御神Ⅱ天皇」ではありません。『続日本紀』などでは必ず「現御神と」として用いられており、それは天皇の統治姿勢を示す「しろしめす」の「副詞」としての用法です。ここで注意が必要なのは、文芸上の修辭的表現と政事発言とを混同しないということです。

問2 伴信友や平田篤胤はどのように解釈したのですか。

回答 伴信友はその著「中外経緯伝」『史籍集覧 第十一冊』において次のように記しています。

「明神とハ、天皇を顕らかに、世におはします御神と崇み畏みて称す言なり」（纂類第五十一、三十三頁）

これはまさしく明神Ⅱ天皇です。本居宣長没後の門人とされている伴信友は、この認識において師・宣長とは異なる見解だったといわねばならないでしょう。そして「現御神と」を理解しなかったということは、宣長の語る「しらす」「事委し（ことよさし）」そして「惟神の道」もまったく理解できなかったということを示しています。

また平田篤胤は「玉櫛」において明確に述べています。

「現人乃神とは、古事記を始め古書どもに天皇命の御事を現人神とも遠神とも申せり。そは掛まくも畏き申し言ながら、天皇も御人には御坐（おはしま）せども、天照日大御神の正しき御統におはし坐て、凡人（ただひと）とは遙に遠く、御尊さの類なく御坐すが故に、人と現はれ御坐す神といふ義（こころ）をもて、上代よりかく称し奉れるなり」（『日本思想大系50』、岩波書店、一八九頁）

そして後醍醐天皇の崩御については次の通りです。

「左の御手に仏経を持せ給へる事、仏法の盛（さかり）なりし時とは云ひながら、いとも尊き現人神と御坐す大御身を穢させ給へるは、畏しとも忌忌（ゆゆ）しき御事なりかし」（同二三五頁）

すべて天皇を現御神とする文章です。「現御神と」の説明は一切ありません。宣長の神髓ともいべきこれらを理解せずして没後の門人とは、鈴屋大人（本居宣長）も迷惑なのではないかと思えます。なお、平田篤胤は自身が宣長没後の門人と主張したのみで、門人の間では認められていなかったといわれています。

問3 では本居宣長の「玉鉾百首」にある次の歌はどう解釈すればいいですか。

「物みなはかはりゆけどもあきつ神わが大君の御代はとこしへ」

明らかに天皇Ⅱ現御神だと思えますが。

回答 たしかに「あきつ神わが大君」ですから「あきつ神Ⅱ大君」と短絡しそうです。そ

して「玉鉾百首解」は養子となった本居大平の著述ですが、「○あきつ神は、御代々の天皇を申す」とあり「古き宣命の詞に、現神御宇天皇詔旨云々などあり」と記しています。これでわかるように、大平は「現御神と」を宣長のようには理解していなかったと思います。

文芸上の修辞表現では「あきつ神わが大君」でも、「あきつ神（と天の下しろしめす）わが大君」と（ ）の省略を解説して宣命の表現との整合性が明瞭になると思います。宣命に「現御神（明神・現神）天皇」がひとつもなく、必ず「現御神（あきつみかみと）御宇（あめのしたしろしめす）天皇」であり「現御神と」が「しろしめす」を修飾している事実を、大平は確認していなかったのではないかと思われまます。

問4 「明神と坐す我が天皇」の具体的な例はどんなものですか。

回答 この例はいくつか確認できます。例えば淳仁天皇即位の宣命（天平宝字二年八月一日）に「現神と坐す倭根子天皇」があります。しかしこの天皇は孝謙天皇のことであり、その孝謙天皇の天平勝宝九歳七月十二日の宣命には「明神（あきつみかみと）大八洲（おほやしまくに）所知（しろしめ）す倭根子天皇が大命らまと」とあります。したがって淳仁天皇の「現神と坐す倭根子天皇」が「大八洲所知」の省略された表現であることは疑いようもありません。

これと同様なのは桓武天皇即位の宣命にある「掛けまくも畏き現神と坐す倭根子天皇」です。この天皇は父である光仁天皇のことであり、その光仁天皇の宝龜二年正月二十三日には「明神と八洲（おほやしま）御（しろしめ）す養徳根子天皇（やまとねこすめら）」という表現があります。ゆえにこれも省略形と読んで自然です。

また『岩倉公実記』には「明神にます我が天皇」があります。むろんこれは天皇ご自身の言葉ではありません。我が天皇とは明治天皇のことであり、その明治天皇も明治元年八月二十七日、「現神と大八洲國所知す天皇」として即位されたのです。したがってこれも省略の表現であることは間違いありません。

問5 木下道雄は終戦直後の侍従次長だったそうですが、「人間宣言」とはどういう関係ですか。

回答 木下道雄侍従次長（当時）はこの詔書の草案に深く関与しました。「天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念に基くものにも非ず」は木下道雄の意見が反映されたと考えてよいと思います。木下道雄『側近日誌』でもそのことは確認できます。天皇の神格化を否定したいGHQでしたが、この文章からすると、そもそも木下道雄は天皇Ⅱ現御神ではないと意識していたと思います。

この「人間宣言」には様々な人が関与しています。いろいろな思いが込められていると思います。ただ「天皇Ⅱ現御神」が宣命解釈の誤りを基礎にしていると、それを正され

た「みことのり」であることは十分に表現されていると考えてよいと思います。

木下道雄『宮中見聞録』は戦後における最も優れた著作の一つだと思います。なかでも「昭和二十一年元旦の詔書について」における「現御神と」の解説は特筆すべき内容です。これまで多くの論者によって「人間宣言」は語られてきましたが、主要な当事者の一人であった木下道雄侍従次長の「現御神と」を詳細に解説した著作は見当たりません。同書は昭和四十三年の発行ですが、なぜこの優れた論考が検証されなかったのか不思議でなりません。

極論すれば、「人間宣言」を語って木下道雄の「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞であったのである」を説明していない「人間宣言」論は、本質を外したものとかわざるを得ないと思います。その意味で、これまでこの「人間宣言」を正しく解説した著述は皆無だったのではないかと思えます。

問6 ホルトムが読んだ日本人の著作とはどんなものですか。

回答 ホルトムの『日本と天皇と神道』には多くの著作からの引用があります。なかでも宗教学者・加藤玄智の著作が典型的なものかもしれません。

加藤玄智『我が国体と神道』（弘道館、大正八年）

「支那人の所謂天若くは上帝、猶太人の所謂ヤーエーの位置は、古来日本の天皇之を占め給へるものなり。是れ日本に於て古来天皇を称して明津神又は現人神又は現御神と称し奉りし所以なりとす」（四頁）

右の通り、宣命の「現御神と」を検証するレベルとはまったく異なるもので、天皇Ⅱ現御神そのものです。これを鵜呑みにしたホルトムの同書は日本人の誤った現御神観を羅列しただけのものとなっています。

問7 戦前はいつごろから現御神が誤解されてきたのですか。

回答 少なくとも宣命の解釈は、明治時代から誤った解釈が主流だったと思います。以下に主な例を並べてみます。

○久米幹文『続日本紀宣命略解』（吉川半七、明治二十六年、一頁）

「現御神は目の前におはします神と云ふ義にて天皇を申すなり」

「天皇を申すなり」ですから現御神Ⅱ天皇です。

○御巫清勇『宣命詳釋』（右文書院、昭和十年、三六頁）

「現御神止 あきつは明之義、現在の意。人の体として世に現はれ居給ふ神。現在に坐します神。現身の神。天皇の尊称で、あきつ神・現人神・現御神も同じ。」「と」は「として」「と坐して」の意。大方、神は形隠れ坐して頭には見え、所謂隱身に坐すに対して御身の現はれ見え給ふ神をいふ」

「天皇の尊称」ですから、天皇Ⅱ現御神です。

○金子武雄『続日本紀宣命講』（高科書店、昭和十六年、四七頁）

「現つ御神とは、明かに現はれてをられる御神の意であり、天皇がそれであらせられるのである」

「天皇がそれであらせられる」から現御神＝天皇です。

○「天子非即神論」(『折口信夫全集 第二十巻』、中央公論社、昭和三十一年、六一頁)

「われ 神にあらず」と仰せられた去年の初春の詔旨は、まことに青天より降った霹靂(カムトケ)の如く、人々の耳を貫いた。その億兆の心おどろきは、深い御心にもお察しの及ばぬところであつたらうかと思ふ」

折口信夫は昭和二十二年、「天子非即神論」を発表しました。GHQの占領下にあつた当時の状況を考慮すると、様々な制約があつたことは考慮しなければならぬと思います。しかしその「天子非即神論」も「現御神と」とは無縁の論考でした。

「今よくよく反省して見ると、「あきつ神」は、「日本国」「天の下」「大八州国」をお治めになる資格である。人にしてその聖なる資格を持つ者として大日本国・天の下・大八州国に臨むと言ふ御資格の継承を宣り給ふのが、詔書の様式であつた」(六八頁)

「昭和二十一年元旦の詔書」を「われ 神にあらず」と解釈するのは誤解も甚だしいと思います。これでは天皇ご自身が過去に「朕は神である」と宣言されていたとの誤解を受けるでしょう。およそ国典に、天皇の宣言に、ご自身が神であると宣言されたものはひとつも存在しません。「現御神」は必ず「現御神と」と用いられていることは本書の本文に記した通りです。

折口は「天子即現神」とは宣らせられては居ないのである」とも語っていますが、「現御神と」を説明していません。「現御神と」は「しろしめす」の副詞ですから資格云々は関係がありません。本書の本文に示した通り、「現御神と」は天皇の統治の姿勢とも言うべきものです。折口信夫の現御神論は天皇の政事的宣言と一般の文芸作品、そして信仰とを整理しておらず混乱があるように思います。基本的に政事的宣言は歴史の事実から検証すべきものですが、文芸作品や信仰は事実を離れた自由な解釈が許されるものであつて、その本質は異なるというべきでしょう。折口の現御神論はこの混同が過ぎているのではないかと思います。

○小野祖教『象徴天皇』(浪漫、昭和四十九年、五五頁)

「理くつは、兎も角、天皇が「現御神」だといふのは、「政治的貴種の生き神」信仰に属するもので、

その種の生き神の「最貴の生き神」を尊んで、特に、「明御神」と称へたのだと思ふ」小野祖教はGHQの宗教担当課長・バンスに「明御神観」を問われて「神道には、絶対神なんかはない。明御神と云つても、無限に多数なる神の中の一人である。相対的な神ではない。神道では、この世界のすべてのものが、みな神である。だから、天皇だけが神でないとする方が論理に合はない」(同五三頁)と答えていました。天皇＝現御神であることに変わりはありません。

問8 『続日本紀』の解説本などは「現御神と」をどのように解説してきたのですか。

回答 結論をいうと天皇Ⅱ現御神です。例外は見当たりません。本居宣長の『続紀歴朝詔詞解』や他の参考文献はよく理解されなかったと思います。以下に代表的な解説本を示します。

○『続日本紀二』(新日本古典文学大系13、岩波書店、平成二年、七〇〇頁)

「アキツミカミについては、すでに記したように、現世に姿をあらわされた神というのが原義であつたろう。人でありながら同時に神である存在として、天皇が讃えられたのである」

「現御神」のみを説明し「人でありながら同時に神である存在」としていますから、天皇Ⅱ現御神ということです。「現御神と」の説明はありません。これでは『続日本紀』を読み誤ることになるでしょう。また天皇の統治である「しろしめす」も理解できないと思いません。

○『完訳注釈続日本紀』(林陸朗校注訓訳、現代思潮社、昭和六十年)

文武天皇即位の宣命

「天下の公民を恵(うつく)しび賜ひ撫で賜はむとなも随神思ほしめさく、と詔りたまふ天皇が大命をもちもろ聞きたまへよ、と詔りたまふ」(二頁)

(注釈 一頁)

「随神 神随・神奈我良ともある。神としての資格によつての意」

これは折口信夫と同じく「随神・かなながら」を「神としての資格」としているものです。本居宣長によれば「現御神と」と「随神」は同じ意味で「しろしめす」を修飾するのですから、この「資格」とは関係がありません。本居宣長や井上毅のいう「私心なく(統治する)」ということが強調されなければ、意義のある解説にはならないと思います。

○『続日本紀』(直木孝次郎他訳注、東洋文庫、昭和六十一年、四頁)

文武天皇即位の宣命

「天下の公民を恵み、撫でいつくしもうと、神として思うと、詔される天皇の大命を、皆承れと申しわたす」

「神として思う」の意味は曖昧ですが、「現御神と」は「しろしめす」の副詞であり、少なくとも「思う」の副詞ではありませんから、これも妥当な解釈とは言えません。

○『続日本紀上 全現代語訳』(宇治谷孟、講談社、平成四年、九七頁)
和銅元年

「何れの天皇の時代も、天つ日嗣として高御座にいまして治められ、人民を慈しんでこれ、天下統治のつとめであると、神として思う、といわれるお言葉を皆承れと申しつげらる」これも「神として思う」ですから、右の直木孝次郎本と同じ解釈で適切ではありません。

『続日本紀』の主な解説書の内容は以上ですが、政教関係を専門とする学者の現御神論もこれらとほぼ同じです。宣命の「現御神と」を文脈から解明したものは見つけれられません。

その代表的なものに大原康男『天皇―その論の変遷と皇室制度』（展転社、昭和六十三年）があります。

「実は、問題は英文ではなく日本文にある。英文から日本文へ翻訳する段階で決定的な誤訳が生じた。the Emperor is divine を「天皇ヲ以テ現御神トシ」と訳したからである」（四〇頁）

本書の本文に記したように、天皇は神の子孫であるが現御神ではない、あえてそういう意味を込めたのは木下道雄侍従次長です（木下道雄『側近日誌』、文藝春秋、一九九〇、九〇頁）。したがって現御神と訳された事実そのものが、同詔解読の最重要ポイントとなるものです。この訳を決定的な誤訳と考えては、この「みことのり」をまったく理解できないものとなるのは必然だろうと思います。

同書は『宮中見聞録』の初版からすでに約二十一年経っています。木下道雄が「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞」と明言しているにもかかわらず、これにはまったく触れていません。

ただ木下道雄はキリスト教の「ゴッド」を翻訳して「神」としたのは「海外のキリスト教徒に大いなる誤解を抱かせざるを得ないことなる」とも記していました（『宮中見聞録』二二六頁）。この件については多くの論者が採り上げているところであり、大原康男本も例外ではありません。この点は異論がないと思います。問題はつぎのような文章です。

「現御神とは、そのルーツをたどれば宣命（和文の詔勅）や祝詞などにしばしば出てくる語である。明神、現神、明津神などと書くこともあり、類義語に現人神がある。一口で言えば「現身を持った神」の意で、「ゴッド的な神」に固有の「超自然的存在」という属性はまったくない。『国体の本義』に倣うわけではないが、ここは「天皇ヲ以テ絶対神トシ」とでも訳すべきであったと思う」（四〇頁）

これも「現御神」そのものの説明であって、国典にある「現御神と」の説明にはなっていません。したがってこの文章からは天皇現御神しか読みとれず、「昭和二十一年元旦の詔書」を理解するための解説にはなっていないといわざるを得ません。

ちなみに柳田国男も「自分の学んだ所では、天皇は現神で、もとは多くの神よりも更に高い御位であった」（『定本柳田国男集 第九巻』「玉依姫考」、一九七八年、六二頁）と記していますから、天皇現御神の論者でした。

問9 「しろす」と「うしはく」を比較して示して下さい。

回答 たしかに最も説明の難しいところ。誤解を恐れず筆者が表に示してみました。

「しろす」からの連想

「うしはく」からの連想

天照大御神の授け給える皇統であつて

・「君の私といふ事はなき也」↓君権制限 領有するという意であるから

・「君の私といふ事もあるならん」↓専制

事依し（委任）から天皇大権はあっても

・天皇主権はない↓天皇不親政 ・天皇大権を天皇主権と同義とし

・君主に絶対性を付与する↓天皇親政

・立憲君主制的 ・絶対君主制的

・万世一系であり、君民の義と秩序がある ・易姓革命を是認し、世は乱れ治まらない

歴史的連続性を重視することから

・旧慣（祖先の叡智） 尊重主義 歴史的連続性は重視されないことから

・設計主義的合理主義

・歴史法学的立場 ・人定法主義的立場

・属性尊重主義（家族・共同体・伝統・文化）

・還元主義（属性否定・唯物的）

・民は自由 ・民は服従

また井上毅は「しらす」と「うしはく」について次のように述べています。

「古典にうしはくといふことと知らずといふことと二の言葉を両々向き合せて用ゐ又其のうしはくといひ知らずといふ作用言の主格に玉と石との差めあるを見れば猶争ふことのあるへきやは若し其の差別なかりせば此の一條の文章をは何と解釋し得へき」（『言霊』『井上毅伝 史料篇第三』六四四頁）

「しらす」を的確に表現した文章はなかなか見つけれられません。いわば永遠の課題なのかも知れません。その時代時代で、知恵ある方々が、説得力のある文章に挑戦してもらいたいと思います。

問10 教育勅語や「人間宣言」が誤解されてきたことは解りました。これらは云わば言葉の問題でもあると思います。文学者たちはその辺りをどう考えたのでしょうか。

回答 少なくとも戦前における教育勅語「中外」の誤解、そして天皇現御神論の誤りを、根拠をもって検証した文学関係者は見つけれられません。これは歴史家などについても同じです。

文芸作品はあくまで「作品」です。修辞・レトリックに満ちています。作者自身の意見とは必ずしも一致しないと思います。少なくとも思想表明ならほかに適した方法、論文なりあるいはエッセイなりがあると思います。

その意味で、文芸作品から作者の思考を論ずるのは危険が伴います。ただ文芸評論の書でも語られてこなかった、同じ作者による戦前戦中そして戦後の作品について、敢えてお話ししてみたいと思います。

例として高村光太郎の詩、抜粋ですが、これを読んでみます。光太郎は戦時中の昭和十七年に発足した「日本文学報国会」の「詩部会」部会長でした。『定本高村光太郎全詩集』（筑摩書房）からの引用です。

「神これを欲したまふ」（昭和十七年）
神明の氣いんうんとして空と海を圧し
ほとほと息づまるばかりの時
かの十二月八日が来たのだ。
天佑を保有したまふ明津御神（あきつみかみ）
神の裔なるわれらをよばせたまふ。
即刻、膨大な一撃二撃は起り
侵略者米英蘭を大東亜の天地から逐（お）ふ。

「終戦」（昭和二十二年）
日本はつひに赤裸となり、
人心は落ちて底をついた。
占領軍に飢餓を救はれ、
わづかに滅亡を免れてゐる
その時天皇はみづから進んで、
われ現人神にあらざと説かれた。
「典型」（昭和二十五年六月）
三代を貫く特殊国の
特殊の倫理に鍛へられて、
内に反逆の鷲の翼を抱きながら
いたましい強引の爪をといで
みづから風切の自力をへし折り、
六十年の鉄の網に蓋はれて、
端坐肅服、
まことをつくして唯一つの倫理に生きた
降りやまぬ雪のやうに愚直な生きもの。

「天佑を保有したまふ明津御神（あきつみかみ）
神の裔なるわれらをよばせたまふ」
これは典型的な戦時中の表現であつて、「天佑を保有したまふ明津御神」は天皇Ⅱ現御神
論にもとづいた感覚です。そして全体に高揚した気分が読み取れます。しかし終戦となり、
我が国は降伏しました。そうして「人間宣言」を語つた「終戦」です。
「その時天皇はみづから進んで、
われ現人神にあらざと説かれた」
先ほどご説明した通り「人間宣言」に現人神はありません。

概念としては現人神も現御神も同じと言ってよいと思います。しかしあの詔書に深く関与した木下道雄・侍従次長は、天皇現人神論を否定するために、敢えて現御神を用いた草案としました。天皇現人神論が文武天皇の「即位の宣命」などにある「現御神と天下しろしめす天皇」を誤解したものだという意味で、そのようにしたのです。このことは木下自身『宮中見聞録』『昭和二十一年元旦の詔書について』に記しています。

ところが高村光太郎は、戦後になっても、このことに思いが至りませんでした。そうして次の「典型」です。

「三代を貫く特殊国の特殊の倫理」

「まことをつくして唯一つの倫理に生きた

降りやまぬ雪のやうに愚直な生きもの」

三代は明治・大正・昭和の三代と考えられますから、この倫理は教育勅語と特定してよいと思います。この「愚直な」は「謙虚な」というよりは「ばか正直な」というニュアンスが感じられます。つまり教育勅語、実際にはその解釈ですが、それを盲信していたということへの反省のように読み取れます。

しかし何が「特殊」で、何を反省すべきなのかは、依然としてわかりません。鈴木貫太郎首相は「・・四海同胞として人類の道義を明らかにし、其の文化を進むることは、実に我が皇室の肇国以来のご本旨であられるのであります。米英両国の非道は遂に此の古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる国是の遂行を、不能に陥れるに至ったものであります」と述べました。教育勅語の「之を中外に施して」を「皇道を四海（世界）に宣布」と誤解した内容です。この誤解が「八紘一字」になりました。光太郎も同じように「中外」を曲解したままだったことは間違いありません。

光太郎が反省すべきは教育勅語の解釈であり、文部省「国体の本義」の欺瞞だったはずです。厳しく言えば、この反省は、感情的にはともかく、知識人としてのそれとは言えないのではないかと、そう思わざるを得ないのです。

ちなみに新潮文庫『高村光太郎詩集』には、「典型」はあるものの「終戦」「神これを欲したまふ」の掲載はありません。解説の伊藤信吉は『典型』の内省的な人生論（二五三頁）と記していますが、いったい何をどのように反省したのか、要領を得ない文章です。解説者自身が教育勅語の曲解や「人間宣言」の誤った解釈を理解していない証拠だと思えます。同書は平成十七年三月で「八十八刷改版」とあります。この解説は昭和四十三年ですが、今日まで誰一人これを分析する研究者がいなかった、そういう事実を示していると思いません。

問11 「日本文学報国会」の他の人たちの作品はどうでしょうか。

回答 文学作品については、専門家の研究を参考にさせていただきたいと思えます。ただ、おそらくはどの研究書や読み物も、くどいようですが、教育勅語など詔勅の曲解は語られ

ていないと思います。ですから、ただ事実の羅列や、それに付随するエピソードに終始しているでしょう。表現の変遷についての分析は、無いと思います。

徳富蘇峰、彼はこの「日本文学報国会」の会長でした。その教育勅語の解釈についての、紹介します。これで「報国会」全体の雰囲気がお分かりになると思います。

徳富蘇峰 「大正の青年と帝国の前途」（大正五年）

「折角の教育勅語も、之を帝國的に奉承せずして、之を島國的に曲解し、之を積極的に拝戴せずして、之を消極的に僻受し、之を皇政復古、世界対立の維新改革の大精神に繋がずして、之を偏屈、固陋なる旧式の忠孝主義に語訳し、（中略）大和民族を世界に膨張せしむる、急先鋒の志士は、却て寥々世に聞ゆるなきが如かりしは、寧ろ甚大の恨事と云はずして何ぞや（『近代日本思想大系』8）」

「之を帝國的に奉承」「大和民族を世界に膨張せしむる」という言葉は扇動的ですが、これもこの時代の雰囲気を表わしているでしょう。教育勅語解釈への期待がすでに「君治の徳」と「徳目」の範囲を超えています。要するに蘇峰の教育勅語は、郷里・熊本の先輩である元田永字や井上毅が起草した教育勅語とは異なっていた、ということなのです。

問12 現御神といえ、三島由紀夫『英霊の聲』があります。これについては・・・。
回答 『英霊の聲』も文芸作品です。はっきり言えば作り話です。それを歴史の事実から検証するのは如何かと思えます。

ただ河出文庫『英霊の聲』の最後に「―本稿は左記の諸著に拠る処多し」として幣原平和財団編「幣原喜重郎」住本利男氏著「占領秘録」等八冊が紹介されています。歴史の事実を全く無視したものではありません。それと巻末に「二・二六事件と私」が収載されています。これは意見表明だと考えてよいと思います。

『英霊の聲』から抜粋します。

「ただ、御親政の実をあげられ、兵たちの後顧の憂いを無からしめて下さることが、われらへのこの上なき御褒賞であります」

「われらが神なる天皇のために、身を弾丸となして敵艦に命中させた、そのわずか一年あとに・・・」

「などですめろぎは人間（ひと）となりたましい」

この作品のポイントは、解説をしている藤田三男が記しているように、「聖性」を發揮されるべきときに「人間」としての決断をした天皇の「裏切り」を呪詛する「私」ということです。

引用した文章は『英霊の聲』の本文ですから、言及しません。三島由紀夫の意見ではないと思います。なぜなら『文化防衛論』では

「政治的責任を負うような立場へ天皇を持つてくることはできないと思いますし、またそれはいわゆる天皇親政ということではないと思いますね」（二六四頁）

こう語っているからです。三島が天皇御親政論者ではなかった証拠です。

ただ「二・二六事件と私」には次のような文言が記されています。

「文学的意態とは別に、かくも永く私を支配してきた真のヒーローたちの霊を慰め、その汚辱を雪ぎ、その復権を試みようという思いは、たしかに私の裡に底流していた。しかし、その糸を手繰ってゆくと、私はどうしても天皇の「人間宣言」に引っかからざるをえなかった」（『英霊の聲』、一五六頁）

本文にも登場する天皇の人格化否定の詔書にかかわった幣原首相と二・二六事件の将校。

「あの西欧派の重臣たちと、若いむこう見ずの青年将校たちと、どちらが究極的に正しかったのか？」（同、二五八頁）

これが「二・二六事件と私」三島由紀夫のテーマでした。三島由紀夫自身が天皇現御神論者だったかどうかはわかりません。しかし少なくとも、当時の天皇現御神論が何に由来するのか、そういった検証はここでは見られません。またいわゆる「人間宣言」とは何だったのか、それもあります。

木下道雄の『宮中見聞録』「昭和二十一年元旦の詔書について」の初版は昭和四十三年一月一日です。『英霊の聲』は昭和四十一年六月の「文藝」に掲載されていますから、当然三島由紀夫は木下道雄を読んでいません。藤田三男によれば「二・二六事件と私」も『英霊の聲』のすぐ後に書かれています。どちらも『宮中見聞録』以前です。

もし、三島由紀夫が「昭和二十一年元旦の詔書について」を読んでいたらどうなっていたでしょうか。国典に天皇がご自身を「神」と宣言せられたものが一つもないことは、すでに述べた通りです。またあの詔書は、木下道雄から、「宣命解釈の誤りを正された詔（みことのり）」と書いてよいものです。

いづれにしても、文芸作品がらみは誤解が伴います。したがってここでは、『英霊の聲』が歴史の検証にはなじまないこと、また「二・二六事件と私」には歴史的検証が欠落している、ということにとどめたいと思います。